

大同大学同窓会弔慰に関する規程

(目的)

第1条 この規程は大同大学同窓会(以下「本会」という。)の弔慰に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 弔慰金の支給は、次のとおりとする。

- (1) 本会役員本人の死亡
- (2) 本会学生会員本人の死亡
- (3) 本会名誉会長本人の死亡
- (4) 本会名誉会員本人の死亡
- (5) 本会特別会員本人の死亡
- (6) 本会名誉顧問本人の死亡

(手続)

第3条 前条に該当する者の親族が弔慰金の支給を受けようとするとき、原因となる事実の発生した日から30日以内に本会事務局長(以下「事務局長」という。)に申し出なければならない。

- 2 事務局長は前条の事実を確かめるときは、事実を証する書類の提出を求めることができる。
- 3 前項にかかわらず、支給対象者に事故あることが判明した場合には、会長および事務局長の判断により、弔慰金を支給することができる。

(支給)

第4条 弔慰金として次のとおり支給する。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 本会役員本人の死亡 | 10,000 円 |
| (2) 本会学生会員本人の死亡 | 20,000 円 |
| (3) 本会名誉会長本人の死亡 | 10,000 円 |
| (4) 本会名誉会員本人の死亡 | 10,000 円 |
| (5) 本会特別会員本人の死亡 | 10,000 円 |
| (6) 本会名誉顧問本人の死亡 | 10,000 円 |
- 2 会長および事務局長が必要と認めるときは、供花および弔電を贈ることができる。

(通知)

第5条 弔慰金支給の適用を受ける者に事故あることが判明した場合は、速やかに同窓会事務局より理事会構成員に通知する。

(参列)

第6条 会長および事務局長が必要と認める場合には、葬儀等への参列について、出張を命じることがある。

- 2 出張については、別に定める「旅費支給に関する規程」によることとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、理事会の審理を経て、総会で承認する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の審理を経て、総会で決定する。

(附則)

第1条 この規定は、平成22年4月1日から施行する。(制定)

第1条 この改正規程は、平成30年5月26日から施行する。(一部改正)